

本件事故当時、いわき市に居住していた申立人が、生活費増加費用及び精神的損害の損害賠償を求めた事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記一覧表の損害項目（同表記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1	生活費増加費用		13万0350円
2	精神的損害 (中間指針追補(指針)I)①ii)記載の損害)	本件事故発生当初の時期	4万0000円

合計 17万0350円

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前条記載の損害項目及び期間にかかる和解金として、金17万0350円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

(省略)

4 清算

申立人と被申立人は、第1項に掲げる損害項目（ただし、第1項に掲げる期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年5月23日

(仲介委員長 佐谷道浩、仲介委員 三輪和夫、同 二宮嘉秀)